

第22期第16回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和6年2月6日（火） 13：30～15：25

II 場 所：福島県水産資源研究所 3階大会議室
(相馬市光陽一丁目1番14号)

III 次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

(1) 議案

議案第1号 福島県資源管理方針の変更について（諮問・答申）

議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量について（くろまぐろ）（諮問・答申）

議案第3号 特定水産資源の漁獲可能量について（するめいか）（諮問・答申）

議案第4号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更案について（諮問・答申）

議案第5号 すくい網漁業に関する委員会指示について

議案第6号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について

議案第7号 いかつり漁業に関する委員会指示について

(2) 報告事項

ア 漁業権に係る資源管理状況等について

イ 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について

ウ 太平洋広域漁業調整委員会の結果について

エ 宮城・福島海区漁業調整委員交流会について

オ 令和6年度福島海区漁業調整委員会の行事日程について

6 閉会

IV 委員の定数 14名

V 出席者

1 委員（14名）

（1）出席者 14名

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理（WEB参加）
今泉 浩一 委員（WEB参加） 狩野 一男 委員
平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員（WEB参加） 森田 政利 委員
山下 博行 委員 吉田 康男 委員（WEB参加） 渡邊 登 委員
川邊 みどり 委員（WEB参加） 久保木 幸子 委員（WEB参加）
渡邊 千夏子 委員（WEB参加） 宮下 朋子 委員（WEB参加）

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	山廻邊 昭文
水産課主任主査	早乙女 忠弘
水産課主任主査	渡辺 透
水産課副主査	鈴木 翔太郎
水産課技師	安倍 裕喜
水産事務所長	平田 豊彦
水産事務所主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター 漁業環境部長	廣瀬 充
水産資源研究所長	山本 達也
海区事務局 主幹（業務担当）	佐久間 徹
〃 副主査	宗形 莉苗
〃 主事	熊田 湧樹
〃 主事	伊東 亮太
〃 主事	金子 正子

1 開会（13:30～）	
事務局（佐久間主幹）	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第16回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
2 会長挨拶	
事務局（佐久間主幹）	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	<p>本日は、お忙しい中、第22期第16回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日は、議案7題、報告事項5題を予定しております。十分に御協議いただければと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
3 出席状況報告	
事務局（佐久間主幹）	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は、大雪の影響のため、14名中、6名は相馬会場に御出席をいただいております。鈴木会長代理、今泉委員、永瀬委員、吉田委員、久保木委員、川邊委員、渡辺委員、宮下委員の8名におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定による、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、出席定数は14名であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
4 議事録署名人選出	
事務局（佐久間主幹）	<p>議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。</p> <p>福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。</p> <p>では、会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議事録署名人には、永瀬委員、川邊委員を指名いたします。</p> <p>両委員には、よろしくをお願いいたします。</p>
両委員	（「はい」）
5 議題	
事務局（佐久間主幹）	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
（1）議案	

議案第 1 号 福島県資源管理方針の変更について（諮問・答申）	
議長	<p>議案第 1 号「福島県資源管理方針の変更について」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
山廻邊課長	<p>はい、議長。</p> <p>議案第 1 号、福島県資源管理方針の変更について御説明いたします。</p> <p>資料の 4 ページを御覧ください。</p> <p>令和 6 年 1 月 22 日付け 5 生流第 3861 号で知事から貴委員会へ諮問しております。内容の詳細につきましては、担当から説明しますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
早乙女主任 主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の早乙女です。</p> <p>資料の 5 ページをお開きください。</p> <p>今回の変更案につきまして、御説明いたします。</p> <p>項目 1、変更の概要ですが、福島県資源管理方針の特定水産資源のうちクロマグロについて変更を行うものです。</p> <p>項目 3、変更の必要性についてですが、令和 4 管理年度、令和 5 管理年度に漁獲量が漁獲可能量を超過したことから、漁獲可能量を超過させず、漁期を通じて漁獲できる仕組みを作るために、変更を行うものです。</p> <p>資料の 6 ページを御覧ください。</p> <p>この変更の諮問に先立ち、10 月 24 日に本委員会へ報告の上、10 月に各漁業協同組合へのアンケート調査、12 月から 1 月には HP を使ったパブリックコメントを行っていることを申し添えます。</p> <p>変更の内容について御説明いたします。</p> <p>資料 5 ページの項目 4「変更の内容」を御覧ください。</p> <p>今回の変更は、4 点でございます。</p> <p>1 つ目の変更点としましては、(1) 知事管理区分を福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）と福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に分割し、年間を通してくろまぐろを漁獲できるようにするというものです。</p> <p>2 つ目の変更点としましては、(2) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準の変更について、1 つ目で御説明しました漁期の分割に関しまして、配分の基準が必要となるため、今回変更を行うものです。内容としましては、「本県に配分された漁獲量すべてを知事管理区分に配分すること」、「福島海区漁業調整委員会で意見を聴いて配分すること」、「上半期の漁獲可能量の未利用分は下半期に繰り越せること」、「上半期の漁獲量が配分量を超過した場</p>

合、下半期から配分量を差し引くこと」を定めるものです。

3つ目の変更点としましては、(3) 緊急報告体制の新設です。1つ目で御説明しました漁期の分割に関しまして、1期間当たりの漁獲可能量が小さくなるため、漁獲量の急激な積み上がりに対応した報告体制を設けるものです。

1日の1隻当たりの漁獲量が100kgを超える量の漁獲があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告することとしております。

4つ目の変更点は、字句の修正でございます。

ここからは、新旧対照表により御説明いたします。

資料7ページ以降を御覧ください。

先ほど御説明したとおり、変更は、「福島県くろまぐろ(小型魚)漁業」を「福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)」と「福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)」に分割するものです。

8ページを御覧ください。

福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)の管理期間は4月1日から同年9月30日としております。

9ページを御覧ください。

福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)の管理期間については、10月1日から翌年3月31日までとしております。

第3、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準については、福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)の配分量に未利用分が生じた場合には、当該未利用分の全てを福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)に繰り越せるものとするとしております。

10ページを御覧ください。

福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)における漁獲量の総量が配分された数量を超えた場合には、知事管理区分の配分量の総量を超えない限り、福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)から超過分の配分量を差引き、超過した福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)に充当するものとする、としております。

また、第4、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項について、これまで該当がなかったものについて、緊急報告体制ということで1隻1日当たり100kgを超える量の採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする、としております。

資料11ページを御覧ください。

こちらは福島県くろまぐろ(大型魚)漁業に関して、字句の修正でございます。

(2)の②の2行目から3行目でございます「当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲量を超える恐れがなくなったと認めるときは、この限りでない」として記載がありますが、

	<p>このうち、「大臣管理」は「知事管理」であることから、今回の変更に伴い修正させていただきたく思います。</p> <p>資料12ページを御覧ください。</p> <p>第2、知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等、福島県まあじ漁業に関する字句の修正でございます。</p> <p>(1)の②対象とする漁業のうち1行目の括弧内、(指定漁業の許可及び取締に関する省令)の記載についてですが、この省令の本来の名称は「漁業の許可及び取締り等に関する省令」であり、「指定」は不要であることから、今回の変更に伴い、修正させていただきたく思います。</p> <p>資料の13ページから23ページまでは、資源管理方針全体の溶け込み版でございます。</p> <p>なお、施行日までの間、国の指示等による軽微な字句修正があった場合は、県に一任させていただきたいと思っております。</p> <p>説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
川邊委員	改正の背景について教えてください。また、どのような状況でくろまぐろ(小型魚)の漁獲可能量が超過したのですか。
渡辺主任 主査	御質問ありましたくろまぐろ(小型魚)の漁獲可能量が超過した背景ですが、例年ですと、秋頃に回遊があり漁獲されますが、令和5年度に関しましては、4月から漁獲が確認され、6月には配分枠を超過したため、6月末に採捕停止命令を県から発出しました。採捕停止命令発出時には既に、配分枠よりも4.4トン超過していたこともあって、本来漁獲したかった秋に漁獲ができないう状況になりました。これを受けて、上半期と下半期に漁期を分け、下半期にあらかじめ数量を配分しておくことで、下半期の漁獲を確実なものにすることが今回の改正の趣旨になります。
川邊委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>もう一点お聞きしたいのですが、資料9ページの第3の箇所では、改正では、漁獲可能量を全て知事管理区分に配分するということですが、以前は全量を県くろまぐろ漁業に配分するということが実際にはどのように配分を決めていたのか、説明をしていただければと思います。</p>
渡辺主任 主査	今まで、くろまぐろの知事管理区分は、福島県くろまぐろ(小型魚)漁業という1種類しか無かったため、国から配分された数量をすべて配分するという形になっていました。それを今回、知事管理区分の中に、上半期と下半期を設定する方法を提案させていただきました。上半期と下半期の配分量は、毎年度決めていく形になります。まず知事管理区分に配分する仕組みになっており、その後二分割等を検討していくことになります。

川邊委員	<p>上半期と下半期に分けることに連動して、知事管理区分にしたという理解でいいですか。</p>
渡辺 主任 主査	<p>元々知事管理区分への配分については、9ページ第3のタイトルになっているとおり、知事管理区分に配分することによって変わりありません。大臣から示された配分量を知事管理区分に配分するという形に変わりなく、今後その知事管理区分の中に上半期、下半期を設定するため、改正するときには上半期・下半期という文言が出てくる形になります。繰り返しになりますが、元々知事管理区分というものは存在しています。</p>
川邊委員	<p>はい、分かりました。ありがとうございました。</p>
永瀬委員	<p>くろまぐろ漁業を上半期・下半期に分けるとありますが、今年度のようにくろまぐろが漁獲された場合、同じことになると思います。今年度は、一部の漁業者が福島県に配分された枠の多くを使ってしまいました。二期に分けたとしても、大きな効果は期待できないと思います。</p> <p>漁業者からは、9月から12月頃に漁獲できるように漁期を設定するべきとの意見が多くありました。脂も乗っていき買値が安い時期のくろまぐろではなく、脂が乗っており買値が高い時期のくろまぐろを漁獲したいとの考えからだと思えます。</p> <p>上半期・下半期に分けたとしても、下半期が10月からであれば、約6トンの枠だと、10、11月で枠が無くなってしまうと予想できます。そうなってしまうと、くろまぐろに一番脂が乗る12月に漁獲ができなくなってしまいます。12月のくろまぐろは、買人も欲しいと言っています。このことについて、県の考えをお聞かせ願います。</p>
山廻邊課長	<p>議案第1号は、今後審議していただく配分の方法について、まず、その配分を上半期と下半期の二期に分けることを提案させていただきました。上半期と下半期の枠は、今後検討しながら配分量を決める仕組みになっていることを後ほど御説明いたします。</p> <p>この2つの件については、今年度のように早い時期から漁場形成されている中で漁業が行われて、実際に漁獲されているという事実を踏まえ、上半期と下半期に分けることで、後半に漁獲枠を残すような制度設計をしたものになります。その上で、漁獲実態あるいは、資源利用の有効性を考慮しながら、仕組みを充実させていければという考えで提案させていただきました。</p>
永瀬委員	<p>このような仕組みは県で決めたと思いますが、私は海区委員ですけど、話を全然聞いていません。海区委員への説明や、漁業者への説明会等を実施しなかったのはなぜでしょうか。</p>
山廻邊課長	<p>今回は、分割して管理する細かい話ではなく、前回、前々回の海区委員会の議論の中で御説明した管理の仕方を提案するものになります。今までの、最初に全体に配分し、一つの枠で管理する</p>

	<p>方法を改め、どのような制度設計が良いかという入り口の部分についての御提案になり、今回、まずは上半期・下半期に分けて始める方法をこの場に提案させていただきました。</p> <p>前回、枠の管理の方法について、他県の例を紹介しながら、二期に分ける方法、細かく分ける方法等説明しました。この場では、上半期と下半期に分ける方法を諮問させていただきます。その中で配分量をどう定めていくか検討していければと考えています。</p>
永瀬委員	<p>漁協所属の漁業者の9割は、安くてお金にならない上半期のくろまぐろはいらなないと思います。下半期のくろまぐろの方が高くお金になるので、下半期の枠に多く配分するべきだと考えます。</p> <p>4月頃の時期のくろまぐろは、他の魚がとれないなら漁獲するかもしれませんが、まず獲らないと思います。その時期に漁獲する漁業者もおりますが、その方たちが上半期の枠の多くを使ってしまうことが懸念されます。県のお考えをお聞かせ願います。</p>
山廻邊課長	<p>配分量に関しましては、この後の議案第2号で内容の御審議をいただく予定ですので、配分量につきましては、その時に御提案差し上げます。</p> <p>また、議案第1号の諮問の内容につきましては、全体の配分枠を1つとしていたものを上半期・下半期に分けることに対しての委員の皆様の御意見をいただきたいという趣旨のものになります。</p>
永瀬委員	<p>分かりました。配分量に関しては議案第2号の時に質疑させていただきます。</p>
議 長	<p>今までは通年で枠を管理していましたが、永瀬委員からいただいた意見のように、安い時期や早い時期に漁獲されてしまい、値段が高くなる時期に漁獲ができなくなるという問題が発生しました。それを解決するために、上半期・下半期に分けたという趣旨だと思います。</p> <p>また、今ほど説明があったように、数量に関してはこの後審議されます。今回の第1号議案については、今年度までの通年の管理から、上半期・下半期分けて管理するという提案ですので御審議をお願いいたします。</p> <p>そのほか、質疑はありますか。</p>
永瀬委員	<p>上半期・下半期に分けることに賛成した場合、これから毎年続いていくのですか。合意というのはどのような合意なのでしょう。</p>
渡辺主任 主査	<p>まず、資源管理方針で上半期・下半期に分けるためには、今回、諮問させていただいているとおり、資源管理方針の変更というものが必要になります。この変更については、諮問が必要で、諮問をすれば今後もまた変更は可能です。</p>

	<p>また、次の議題の部分になります。配分量が対一よりも、後半に厚くして欲しいというお話があったかと思いますが、その部分については、上半期・下半期に分けた上で、今年は一対一で行きますが、その状況を見て来年度、再来年度変更して行くことは、年度毎の配分の中で議論が可能です。</p>
永瀬委員	<p>配分量はいつでも変更可能ということでしょうか。</p>
山廻邊課長	<p>今の説明を補足しますと、今回、上半期・下半期に分けたということが、委員の皆様あるいは漁業者の皆様から管理方法に問題がある、永瀬委員からも意見があったように、効率的ではないという発言を受けて、どのような方法が良いのかということを検討し、制度を次の段階に進めようということで提案させていただいたものです。</p> <p>今後、制度の変更が必要な状況になった場合、検討して提案していく、県から諮問して仕組みを変えていくことが可能だというのが今回お示ししたことになります。</p>
永瀬委員	<p>私はくろまぐろ漁業をたまにやりますが、他の漁業者からの意見が委員である自分に寄せられます。県から漁業者へ説明すれば理解が深まると思います。そのため、今後トラブルを防ぐためにも漁業者へしっかり説明をお願いします。</p>
山廻邊課長	<p>先ほど御説明しました改正の経緯の中で、10月31日付けでアンケート調査を実施したと報告差し上げましたが、それに対する関係漁協からの回答を頂いた際に、漁獲可能量を分割することに対して賛成の意見があった中で、「配分することが決まった際は、漁業者の意見を反映してもらいたい。また、漁業者との意見交換の場、あるいは漁業者への説明等をお願いしたい。」という要望をいただいております。こちらについては、どういった趣旨で、どういったことを狙いとして制度を改正するのかを、丁寧に御説明していきたいと考えております。</p>
永瀬委員	<p>アンケート調査、ホームページ等確認とありますが、漁業者はそのようなことをしない方が多いです。やはり、直接来て説明すると議論が進むので良いと思います。遊漁船業法関係もですが、ホームページで情報を掲載しても周知されないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>県の方としては、この二分割の制度が決まれば、各漁業関係者に出向いて数量、配分の趣旨を説明するということになります。</p>
永瀬委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>これはあくまでも通年の漁獲管理ではなく、永瀬委員が意見された単価が高い時期に漁獲できる制度作りのための改正になりますので御理解をよろしくをお願いします。</p>
川邊委員	<p>私は、上半期・下半期に分けることについては良いと考えるのですが、二期に分割して管理することで漁業者の利益に繋がるこ</p>

	と、資源管理上のメリットについて少し説明を加えていただけると良かったのではと思いました。
議長	ほかに御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第1号、福島県資源管理方針の変更について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(委員13名中11名挙手)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 賛成多数ですので、「異議なし」で答申することに決定いたします。
議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量について(くろまぐろ)(諮問・答申)	
議長	議案第2号「特定水産資源の漁獲可能量について(くろまぐろ)」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	はい、議長。 議案第2号、特定水産資源の漁獲可能量について(くろまぐろ)について説明いたします。 資料24ページをお開きください。 令和6年1月22日付け5生流第3845号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細については、担当から説明させますので、御審議をよろしく願いいたします。
渡辺主任 主査	はい、議長。 水産課の渡辺です。 議案第2号の内容について説明いたします。 資料26ページをお開きください。 1の概要ですが、特定水産資源のうち、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)について先ほど御審議いただいた福島県資源管理方針に即して、令和6管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するものです。 3の策定必要性ですが、令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分量が農林水産大臣から知事に通知されました。 これを受け、知事は、知事管理分の漁獲可能量を定めることと

なるため、貴委員会の意見を求めるものです。

資料27ページを御覧ください。

くろまぐろに関する令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和5年12月21日付け5水管第2553号で農林水産大臣から知事に発出された通知の写しです。

資料中程の表を御覧ください。

農林水産大臣が定めた、くろまぐろに関する本県の令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量が示されています。

くろまぐろ（小型魚）とは、くろまぐろのうち30キログラム未満のものをいい、くろまぐろ（大型魚）はくろまぐろのうち30キログラム以上のものをいいます。

くろまぐろ（小型魚）の都道府県別漁獲可能量の当初配分は「11.7トン」と定められました。また、くろまぐろ（大型魚）の当初配分は「1.0トン」と定められました。

資料26ページにお戻りください。

4の策定の内容を御覧ください。

農林水産大臣から配分された数量について、議案第1号で審議いただいた福島県資源管理方針の知事管理区分への配分の基準に即して、知事管理漁獲可能量を表のとおり定めることといたします。

審議いただいた福島県資源管理方針に定めるくろまぐろ（小型魚）の知事管理区分は、令和6年4月1日から令和6年9月30日までを漁獲可能期間とした福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）と令和6年10月1日から令和7年3月31日までを漁獲可能期間とした福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に分けられます。

これら知事管理区分への配分は、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「11.7トン」をおよそ二等分になるように福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）に「5.8トン」、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に「5.9トン」を割り振ることとします。

くろまぐろ（大型魚）につきましては、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「1.0トン」の全量を福島県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分いたします。

なお、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）、福島県くろまぐろ（大型魚）漁

	<p>業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事が、くろまぐろについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。</p> <p>以上を踏まえ、県報において告示する案を資料25ページにお示ししております。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
永瀬委員	配分量について、上半期が5.8トン、下半期が5.9トンと示されていますが、これは決まっているのですか。
渡辺主任主査	<p>まず、11.7トンが農林水産大臣から福島県に配分された量です。これについて、5.8トン、5.9トンに分ける提案です。ただし、令和5管理年度に4.4トン漁獲可能量を超過しております。これが令和6管理年度から引かれる可能性はあります。現時点で、令和5管理年度の超過分については、本県では各都道府県に枠を譲っていただけないかと交渉している段階で、何トン譲られるかの想定ができず、皆様にお伝えできる状況ではありません。</p>
永瀬委員	<p>11.7トンの枠を2つに分けて約6トンの枠でやっていくのは厳しいと思います。二分割という制度は良いですが、提案された方法では限界があるかと思います。10月、11月、12月で11.7トンを配分するのは納得できるが、11.7トンを2つに分け、各期約6トンで管理していくのは厳しいと思います。県ではどうお考えですか。</p>
山廻邊課長	<p>永瀬委員が発言されたように、農林水産大臣から福島県に配分された枠が11.7トンと多くない量であることは承知しております。</p> <p>これをどのように分けるのかについては、まず年間1つで配分してきた管理方法を、二期に分けることを検討している中で、今年度、上半期に漁獲がありましたので、そのような事実を踏まえ、実際それを漁獲している方がいることに配慮し、上半期・下半期のどちらかの配分量を多くする考えはなく、今回半々に配分する提案をさせていただいたということが1つです。</p> <p>それから漁獲枠という意味で言いますと、国際的な配分枠を増やしていく動きもあり、国全体で、資源の状況を見ながら全体枠を増やしていく動きもあります。そういったことを踏まえて配分</p>

	<p>枠を求めていくということになるかと思えます。</p> <p>少し戻りますが、まず、上、下に色をつけて配分するのではなく、提案としては、上期にも漁獲されていた方もいらっしゃるのので、上期・下期それぞれ半分ずつ配分することを御提案させていただいたところです。</p>
永瀬委員	<p>これどうまくいくかは分かりませんが、おそらく、上半期に漁獲がされた場合、今年度と同じように2隻くらいで漁獲してしまうおそれがあります。下半期についても一部の漁業者だけで漁獲してしまうと考えられるので、下半期の枠も10月又は11月頃には無くなってしまおうと思います。あるいは4、5月に漁獲されなくても、漁業者がくろまぐろを獲る前の7月から11月で枠が消化されてしまうことが懸念されます。県ではどうお考えですか。</p>
山廻邊課長	<p>ただ今の御懸念についてですが、昨年度、実際に漁獲の多い方は、3トン程度期間内に漁獲していると報告があります。</p> <p>確かに漁場形成されますと、これを1日で獲る訳ではないので、精力的に前半で漁獲されることが考えられるのですが、それを細かく突き詰めて行くと、どの程度まで細分化していけば良いのか、量的に何期に分けてどういった管理をしていけば理想的なのか、実態を見ていかないと御提案しにくいこともありますので、今回第1回目の取組みとしての分割案として、半分ずつ二つに分けて漁獲する方向で御提案差し上げました。</p> <p>今回、御提案している中で、先ほどの第1号議案もですが、制度を実態に合わせて変えて資源を有効に活用していく視点は重要ですし、そのような方向で取組んでいくべきだと思いますので、漁獲実態を捉え、改めて問題が明らかになれば、それを解決するよう、提案をしていく必要があると認識しております。</p>
永瀬委員	<p>もう1つ確認したいのですが、緊急報告体制について、1隻1日当たり100kgを超える量の採捕があった場合は、報告をするとありますが、これは100kgまでは問題ないのでしょうか。また、緊急報告体制は100kgで決めるということなのでしょうか。</p>
渡辺主任 主査	<p>上半期の量を5.8トンにするということで、今までよりも管理する枠が小さくなるため、これを超過しないように、漁業者に協力いただく必要があります。今までの報告は、月に1回、水揚げがあった数量を月締めで、翌月に報告してもらっていたのですが、それでは小さくなった枠の管理はできないので、1隻100kgを超えた時には県に必ず報告してくださいという形をとり、そ</p>

	<p>の数量の積み上げを速報値として県で管理し、上半期5.8トンを超えそうになれば、県で停止命令を出せる形で抑止する内容になっています。</p>
永瀬委員	<p>私の意見になりますが、県で最初から1日の水揚げを1隻100kg制限にすれば、長い期間漁獲ができて良いのではないのでしょうか。</p>
山廻邊課長	<p>数量の管理に関しては、国がTAC等で管理している魚種もありますが、各漁業者の形態によって、依存割合、季節的な問題等の課題があります。一概に、ある魚種がこの状態だから1隻1日当たり何kg割り当てますという制度を作る際には、科学的な根拠及び背景を調べて提案する必要があります。</p> <p>県内のくろまぐろ漁業は実態上そこまで至っていない状況ですので、これを例えば漁協内、あるいは地区内の自主管理として、漁業者全体の合意の中で進める、今、福島県ではかなりそういった事例がありますが、こういうことを、行政側からある程度の縛りを持ってお願いするということは質が違うものであります。上限に100kgを設定する根拠を提示できる状況にないというのが現状でございます。この点、御理解いただければと思います。</p>
永瀬委員	<p>100kgは難しいと思います。3kgの魚であれば30尾獲ればちょうど100kgになりますので、うまくできるのではないのでしょうか。この方法は漁協組合員であれば納得するかと思います。もし組合で管理するのであれば、間違いなく30尾なら30尾獲って終わります。しかし、漁協無所属の方が獲ってしまうので、漁獲量超過の懸念があるわけです。どうお考えですか。</p>
山廻邊課長	<p>永瀬委員からの御意見について、分かる部分があります。先ほど述べましたが、漁業者の中で資源管理、自主管理といったものが、福島県は他県に先んじて取り組まれており、非常に意識が高いので、漁獲管理は十分うまくいった事例が多くありますし、そのような認識でおります。</p> <p>おっしゃるとおり、こういった規制ではなく、例えば県内の漁場を利用している漁協が主体に自主管理に取り組むことを決めていただいて、啓発を手伝うということは可能ですが、先ほどの繰り返しになりますが、我々が県全体の利用者に対してお示しするには、科学的な資料がまだお示し出来ない状況であるので、少し難しいと考えております。</p>
永瀬委員	<p>それと、令和6管理年度に配分する数量というのは、案に示さ</p>

	<p>れているトン数ではないということですのでいいのですね。今後の話合いで下半期の配分量を10トンにする等できるという理解で良いのですか。</p>
渡辺主任 主査	<p>そのような意味ではありません。ここでは、令和6管理年度の上半期・下半期に5.8トン、5.9トンを配分する内容を諮問させていただいております。</p>
永瀬委員	<p>議論して、配分量を決めていく話だと思っていたのですが違うのでしょうか。これは決まった話なのですか。そうすると、後日変えようがないと思うのですが。</p>
山廻邊課長	<p>もう一度確認いたしますが、今回、第1号議案で漁期を分割するという御提案を差し上げまして、それに対して御意見を伺いました。</p> <p>そして第2号議案は、枠を二つに分けた中で、11.7トンという福島県に配分される配分量を、どう利用するかということを決めることについて、御提案差し上げているものです。</p> <p>そのため、今回、お示しした上半期分、下半期分というものをこのように定めて、もし上半期で取り残しがあれば、下半期に繰り延べる形になります。そして上半期に配分されたものは、それを超えたら獲ってはいけないという二段構えにしました。今回はその数量を御提案するという中身になっております。</p> <p>配分量の見直しの話については、令和6管理年度に案でお示しした形で行うこととしてどうですかという提案とともに、分割1年目をこれで運用し、やはり漁場形成が上・下にあって、価格動向で経済的に効率的でないという実態があれば、配分の比率を変える等、こちらからお示しし、御議論いただいて、決めていただく。そういった中での、今回の議案は令和6管理年度の提案でございます。</p>
永瀬委員	<p>上半期の配分量5.8トンは必ず超過すると思います。上半期の枠が無くなりそうになれば、漁業者はみんな漁獲すると思います。そのことを考慮すると上半期は配分量を超過してしまい、下半期の漁獲枠が少なくなってしまうことが懸念されます。値段が高い季節のくろまぐろの漁獲が少なくなってしまうと思います。良くないと思いますがどうお考えですか。</p>
議 長	<p>先ほど水産課から説明があったとおり、上半期・下半期に分けることにより、漁獲可能量が少なくなっているため、1日1隻100kgを超えた場合は県に報告をする仕組みを作ることによ</p>

	<p>って、永瀬委員が御意見された大幅な超過を防ぐことができると 思います。上半期の配分枠を少しは超過する可能性はありますが、 採捕停止命令が発出できる制度であると思いますので、一番単価 が高くなる時期に漁獲ができなくなるというおそれは、当案の二 分割によって解消されると思います。</p>
永瀬委員	<p>12月が一番値段が良い時期であります、12月まで枠が残 らないと思います。一番単価が高くなる11月、12月におそら く枠は無くなってしまいます。今年度は早期に漁獲可能量を超過 してしまったため自粛しましたが、漁業者は11月、12月に 漁獲したいのです。</p>
議 長	<p>今年度までの問題を解決するために、今回の二分割制度を設け たもので、この二分割はずっと続くのではなく、今回は始まりで あり、始まってみて永瀬委員が懸念されたような問題点を洗い出 して、今後の分割制度をより良い制度に移行していくことが、県 の考えだと思います。</p>
永瀬委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>我々福島県内の漁業者が自主規制している魚種は多くありま す。まず、分割制度のスタートとして知事から諮問されているも のだと思います。 そのほか、御質疑はありませんか。</p>
川邊委員	<p>このように二分割されて、上半期5.8トン、下半期5.9ト ンで御提案いただいている、例えば、上半期の上限に近づいてき たときに、それを把握するためのモニタリングはどのようにする のかお教え願います。</p>
渡辺主任 主査	<p>くろまぐろの管理に当たっては、今までは毎月報告してもら うことで数量を管理していました。 今回、枠が小さくなるため、週単位で試験研究機関にいただ いている、各漁協で市場に水揚げされたデータをもって管理しま す。加えて、漁協に所属していない漁業者が漁獲する分も大きいウ エイトになりますので、漁協所属の有無に関係なく、1日1隻 100kgを超える漁獲があった際には報告してもらいようにし ます。市場水揚げ及び漁業者からの報告をもって、県で速報値と して管理をしていくモニタリング体制をとりたいと考えていま す。</p>
川邊委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
議 長	<p>そのほか、御質疑はありませんか。</p>

各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第2号、特定水産資源の漁獲可能量について(くろまぐろ)について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(委員13名中9名挙手)
議長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 賛成多数ですので、「異議なし」として答申することに決定いたします。
議案第3号 特定水産資源の漁獲可能量について(するめいか)(諮問・答申)	
議長	議案第3号「特定水産資源の漁獲可能量について(するめいか)」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	はい、議長。 議案第3号、特定水産資源の漁獲可能量について(するめいか)について説明いたします。 資料28ページ当日差替え資料を御覧ください。 令和6年2月1日付け5生流第3877号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細については、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
渡辺主任 主査	はい、議長。 水産課の渡辺です。 議案第3号の内容について説明いたします。 資料30ページをお開きください。 1の概要から3の策定の必要性について説明いたします。 特定水産資源の漁獲可能量のうち各都道府県へ配分される数量は、漁業法の規定に基づき農林水産大臣が定めませんが、今般、「するめいか」の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6管理年度における漁獲可能量について、令和5管理年度と同様、本県に配分される見込みです。 農林水産大臣から各都道府県に対する当初配分については、国の水産政策審議会を経て2月に通知される予定ですが、大臣からの配分を受けましたら、知事は、福島県資源管理方針に即して、知事が管理する区分に配分する数量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。

本日配布した資料を御覧ください。

するめいかの令和6管理年度の当初配分について、令和6年2月1日付けで農林水産大臣から知事に対し配分が見込まれる数量に係る意見照会がありました。

下記の表を御覧ください。

特定水産資源のうち、するめいかの当初配分について示しています。

「するめいか」の部分をご覧ください。

「するめいか」の定めようとしている都道府県別漁獲可能量は、「現行水準」と示されました。また、現行水準の場合の目安数量は50トン未満と示されました。今回示された「定めようとしている道府県別漁獲可能量」と「現行水準の場合の目安数量」は、震災前3か年の漁獲実績が反映されたもので、令和5管理年度と同様であることから、農林水産大臣に対して「意見なし」として回答しました。

会議資料30ページにお戻りください。

4策定の内容の表を御覧ください。

本県に配分が見込まれる都道府県別漁獲可能量「現行水準」について、福島県資源管理方針に定める知事管理区分への配分の基準に即して、全量を知事管理区分に配分する数量とします。

なお、福島県するめいか漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事が、するめいかについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。

これらは、本県に住所がある者がするめいかを採捕する漁業を包括したもので、国から配分を受けた数量を、水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしています。

これを踏まえ、県報において告示する案を資料29ページに示しております。

なお、当初配分の通知において、今回諮問しました「現行水準」と異なる配分となった場合は、改めて貴委員会の意見を求めることとします。

また、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

議長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。

	議案第3号、特定水産資源の漁獲可能量について（するめいか）について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	（挙手総員）
議長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、「異議なし」として答申することに決定いたします。
議案第4号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更案について（諮問・答申）	
議長	議案第4号「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更案について」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします
山廻邊課長	はい、議長。 議案第4号、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について説明いたします。 資料31ページをお開きください。 令和6年1月22日付け5生流第3876号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細について、担当から説明させますので、御審議をよろしく願います。
渡辺主任 主査	はい、議長。 水産課の渡辺です。 議案第4号の内容について説明いたします。 資料32ページをお開きください。 3の変更の必要性について説明いたします。特定水産資源のうち、くろまぐろ（小型魚）について、令和5管理年度の漁獲量が17.1トンとなり知事管理漁獲可能量を4.4トン超過したことを受け、水産庁による要望調査において超過分4.4トンの都道府県別漁獲可能量の譲受を要望しております。 今後、融通協議が整った場合、都道府県別漁獲可能量の変更が見込まれます。都道府県別漁獲可能量に変更された際は、知事管理分の漁獲可能量を変更することとなりますが、その取扱いについて貴委員会の意見を求めるものです。 都道府県別漁獲可能量の変更が確定する時期が令和6年3月となるため、あらかじめ変更の方法について諮問をして御了承いただいた上で、変更後の数字そのものについては、改めて諮問をせず、次回の委員会で御報告するという形で対応させていただければと思います。

	<p>資料中程「4 知事管理区分への配分の取扱い」を御覧ください。こちらが諮問の対象となる部分です。</p> <p>「くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における本県の都道府県別漁獲可能量に変更された場合は、これに係る農林水産大臣から通知された数量に基づき、その全量を知事管理区分に配分する」ことといたします。</p> <p>なお、次回の委員会で、この取扱いにより変更した知事管理漁獲可能量を報告いたします。また、融通協議が不成立だった場合、令和5管理年度の超過分が令和6管理年度以降の漁獲可能量から差し引かれることとなりますので、その場合も委員会において報告いたします。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
川邊委員	超過分4.4トンの差し引かれる分をどうやって対応するかだと思いますが、令和6管理年度は、上半期5.8トン、下半期5.9トンと示されており、超過分である4.4トンが融通で0になれば良いのですが、融通されない可能性もあるかと思います。この4.4トンを令和6管理年度で全て返さなくてはいけないのでしょうか。
渡辺主任 主査	その部分については、水産庁から方針が示されていない状況ですが、4.4トンを分割して返していく方法もあります。毎年1トンずつ返していく方法もありますし、一括で返す方法もあります。今後は、現在他県と行っている譲受交渉の状況を考慮して対応を検討していきます。
川邊委員	今ここで決めることが、何だったのか分かりませんでした。
渡辺主任 主査	国から配分を受けた場合、例えば4.4トンの配分を受けられれば、その全てを令和5管理年度に配分するという事です。また、4.4トンに満たなくても、その全量を令和5管理年度に配分します。その方法について諮問させていただいております。
川邊委員	数量ではなく、方法についての諮問ということですね。
渡辺主任 主査	はい、そのとおりです。
川邊委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	そのほか、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第4号、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更案について、「異議なし」</p>

	として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、「異議なし」として答申することに決定いたします。

議案第5号 すくい網漁業に関する委員会指示について

議長	<p>議案第5号「すくい網漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>委員会指示ですので、詳細について事務局から説明願います。</p>
事務局(佐久間主幹)	<p>議案第5号、すくい網漁業に関する委員会指示について御説明いたします。</p> <p>資料34ページを御覧ください。</p> <p>この指示は、すくい網漁業によるオキアミやイカナゴの操業を制限するもので、昭和54年に初めて発動されております。</p> <p>指示発動の経過ですが、昭和52年、53年の春に本県沖にオキアミ漁場が形成され、この対応が小委員会で検討されました。その結果、昭和53年に「おきあみひき網漁業」については知事許可漁業に、魚種を特定しない「すくい網漁業」については委員会承認漁業となった経緯があります。</p> <p>指示発動の理由は、自由漁業のままでは漁業秩序が維持できないことに加え、仙台湾入会協議の進捗への期待もありました。</p> <p>指示内容の推移ですが、対象船舶に関しては、平成6年に15トン未満に、操業期間については、平成2年に、イカナゴが「3月1日から3月31日まで」に、オキアミが「3月1日から5月31日まで」に変更し、以降は同じ内容でございます。</p> <p>操業海域についても表のとおり推移がありました。</p> <p>宮城県船の承認状況は、26隻の承認枠を設け、平成10年以降9隻を承認しておりましたが、平成24年以降は承認実績がありません。</p> <p>指示の継続理由について、「すくい網漁業」は宮城県、岩手県では知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由がないことから、引き続き委員会指示の発動が必要であると考えております。</p> <p>承認枠案については、従来同様、県内船には枠を設けず、県外船には宮城県船に26隻としております。</p> <p>資料33ページを御覧ください。</p> <p>指示の内容について概要を御説明します。</p> <p>操業の承認について、おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければならない。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたもすくい網漁業のためだけに使用する船舶はこの限り</p>

	<p>ではありません。</p> <p>対象漁船は総トン数15トン未満です。</p> <p>操業期間は、おきあみは令和6年3月1日から同年5月31日まで、いかなごは、令和6年3月1日から3月31日までです。</p> <p>制限又は条件のうち、操業禁止区域は、おきあみは小型機船底びき網禁止線より西側の海域、いかなごは小型機船底びき網禁止線よりも西側を禁止し、さらに、県外船は新田川河口よりも南の海域、県内船は、富岡川河口よりも南の海域を操業禁止としております。</p> <p>指示の有効期間は令和6年3月1日から1年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第5号、すくい網漁業に関する委員会指示について、原案どおり発動することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。</p>

議案第6号 こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について

議長	<p>議案第6号「こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>委員会指示ですので、詳細について事務局から説明願います。</p>
事務局(佐久間主幹)	<p>議案第6号、こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について御説明いたします。</p> <p>資料36ページを御覧ください。</p> <p>この指示は、イカナゴの稚魚であるコウナゴが光に集まる性質を利用して、夜間、集魚灯を用いて水面近くに集め、棒受け網ですくって漁獲する漁業について制限するもので、「すくい網漁業」と同様に昭和54年に初めて発動されました。</p> <p>指示発動までの経過については、昭和53年に岩手県から、いかつり船の操業不振対策として本県海域での試験操業の申し入れがありました。委員会では、この申し入れを了承しましたが、岩手県船の協定違反が発生したことから、翌年からは承認漁業として取扱うことが委員会で決定されました。</p> <p>指示発動の理由については、本漁業は、岩手・宮城両県では、</p>

	<p>知事許可の重要な漁業であることから、本県においても海区承認漁業にすることで、仙台湾の漁業秩序の維持や相互入会に向けた調整が進むことを期待するものです。</p> <p>指示内容等の推移について、対象船舶は平成6年以降、県内及び県外船とも15トン未満に統一し、操業期間は平成2年以降、4月1日から4月30日までに短縮し、操業海域は昭和62年以降、県内船が夏井川以北、県外船が夏井川以北でかつ小型機船底曳き網禁止線以深に制限しております。</p> <p>承認枠については、岩手県に昭和54年当時18隻を設けておりましたが、承認実績隻数の減少とともに削減を行い、平成4年以降は2隻となっております。</p> <p>承認実績は平成14年以降、皆無となっております。なお、県内船については、過去に操業したこともあったようですが定着せず、承認実績はありません。</p> <p>指示継続の理由ですが、本漁業は、岩手県、宮城県ではイカナゴを対象とした知事許可漁業であり、本県海域において自由漁業とする理由はないことから、引き続き委員会指示の発動が必要であると考えております。</p> <p>承認枠については、従来同様県内船については枠を設けず、県外船については、岩手県の2隻としております。</p> <p>資料35ページを御覧ください。</p> <p>指示の内容について概要を御説明します。</p> <p>操業の承認について、こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければなりません。対象漁船は総トン数15トン未満です。</p> <p>操業期間は、令和6年4月1日から同月30日までとする。</p> <p>制限又は条件のうち操業禁止区域は、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域。県外船舶にあつては、夏井川以南に加え、小型機船底びき網禁止線より西側の海域を禁止区域とします。</p> <p>指示の有効期間は令和6年3月1日から1年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	〔「はい」との声あり〕
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第6号、こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について、原案どおり発動することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>

各委員	(挙手総員)
議長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。
議案第7号 いかつり漁業に関する委員会指示について	
議長	議案第7号「いかつり漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。 委員会指示ですので、詳細について事務局から説明願います。
事務局(佐久間主幹)	<p>議案第7号、いか釣り漁業に関する委員会指示について御説明いたします。</p> <p>資料38ページを御覧ください。</p> <p>この指示は、アカイカ、スルメイカを対象としたいかつり漁業を海区承認制とするもので、昭和51年に発動されました。</p> <p>指示発動の経過については、昭和51年、本県沖合にスルメイカの漁場形成の可能性があることが示され、承認制導入の要望がありました。</p> <p>指示発動の理由ですが、当時、茨城県、宮城県が承認制としたこと、また、底びき網船との競合等を調整する必要性が生じたことから、承認制とされました。</p> <p>指示内容の推移については、表に示したとおり、対象船舶、操業期間、操業区域に関して適宜調整がなされ、平成17年以降、現在の形に落ち着いています。</p> <p>指示の継続理由ですが、隣県が許可、承認制度としており、本県海域において自由漁業とする理由はないこと、沿岸漁業への漁具被害を防止するため水深制限が必要であることから、引き続き委員会指示の発動が必要であると考えております。</p> <p>次に、資料39ページを御覧ください。</p> <p>承認枠、承認実績、操業実績について、道県別に示しております。県外船の承認実績は徐々に減少していましたが、令和5年は21隻まで増えております。</p> <p>県内船の承認実績は、平成22年の23隻から、震災後はゼロとなっておりましたが、令和元年から申請があり、令和5年は3隻を承認しています。</p> <p>操業実績は、震災後は全くない状況で、令和5年については、今後実績報告が届く予定です。</p> <p>令和6年承認枠の案については、表の一番下に示しましたとお</p>

	<p>り、平成20年以降同様に、県内船には枠を設けず、県外船には150隻の枠とすることを御提案いたします。</p> <p>資料37ページを御覧ください。</p> <p>指示の内容について概要を御説明します。</p> <p>操業の承認について、いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。ただし、手釣り又は竿釣りに使用する総トン数5トン未満の船舶については、この限りでない。</p> <p>承認の対象漁船は、総トン数30トン未満とする。</p> <p>操業期間は、令和6年6月1日から令和7年1月31日までです。</p> <p>操業の禁止区域は、富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深45メートル以浅の福島県海域とします。</p> <p>指示の有効期間は、令和6年6月1日から1年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第7号、いかつり漁業に関する委員会指示について、原案どおり発動することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。</p>

(2) 報告事項

報告事項 ア 漁業権に係る資源管理状況等について	
議長	<p>続きまして、議案(2)報告事項に移ります。</p> <p>報告事項ア「漁業権に係る資源管理状況等について」、知事部局から報告願います。</p>
山廻邊課長	<p>はい、議長。</p> <p>報告事項ア、漁業権に係る資源管理状況等について御報告いたします。</p> <p>資料40ページをお開きください。</p> <p>令和6年1月19日付け5生流第3805号で知事から貴委員会へ報告しております。</p>

	<p>内容の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>渡辺 主任 主査</p>	<p>はい、議長。 水産課の渡辺です。 資料4 1 ページを御覧ください。 1 の概要を御覧ください。 この報告は、漁業法及び漁業法施行規則に基づき漁業権者から知事に報告のあった漁業権漁場の活用状況等について、貴委員会へ報告するものです。 3 の報告方法及び報告事項を御覧ください。 県から漁業権者である漁業協同組合に対し、通知した内容となっております。 今回の報告の対象期間は、(3) のとおり令和4年9月1日から令和5年8月31日まで、(4) のアからオに掲げる項目について報告を求めました。 この内容について、漁業権者であるいわき市漁協、小名浜機船底曳網漁協、相馬双葉漁協から報告を受けた内容を取りまとめたものが次のページになります。 資料4 2 ページをお開きください。 漁業権の免許番号ごとに、漁業権漁業を営む権利を有する者の数、操業実績や水揚量等漁場の活用の状況、資源管理に関する取組状況をお示ししております。 資源管理に関する取組については、番号に対応する内容を欄外に記載しておりますので併せて御確認ください。 県は、漁業権者からの報告を受けて漁業権の活用状況を把握し、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか判断するものとされております。 判断基準は、水産庁で定める「海面利用制度等に関するガイドライン」に示されており、「適切」の判断基準としては、漁場利用が他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないこと、「有効」の判断基準としては、漁場利用において、合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないことが必要とされております。 この判断基準に照らし合わせ、報告を受けた内容を確認しましたところ、いずれの漁場においても適切に活用されていると判断いたしました。 有効に活用されているかについては、操業実績の欄を見ていただきますと、ほとんどの漁場において操業実績があることから、漁場が有効に活用されていることが確認できます。 操業実績がない漁場については、その理由を右端の欄に記載しております。</p>

	<p>共第5号については、いわき市漁協と小名浜機船底曳網漁協間の協定に基づき、震災前からいわき市漁協小浜支所に所属する漁業者が利用できる漁場になっておりますが、震災の影響に伴い操業規模を縮小しており現時点では利用漁場の範囲が小さいため、報告期間内の実績がありません。</p> <p>また、共第17号については、漁場が福島第一原子力発電所から半径10km内の操業を自粛している海域にあるため利用できないと報告を受けております。</p> <p>これらの漁場については、漁場利用がない合理的な理由があり、「適切」の判断基準を満たしていることから、「適切かつ有効」に活用されていると判断いたしました。</p> <p>資料40ページにお戻りください。</p> <p>以上の説明を踏まえ、下記に示すとおり、いずれの漁場においても適切かつ有効な活用が図られていることを確認しましたので、漁業法第91条第1項の規定に基づく指導の必要がないことを御報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	ただ今の説明に対して、質疑はありますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項	イ 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について
議長	報告事項イ「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」事務局から報告願います。
事務局(佐久間主幹)	<p>報告事項イ、全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について御説明いたします。</p> <p>資料48ページを御覧ください。</p> <p>本会議は毎年持ち回りで開催され、今年度は静岡県で開催されました。</p> <p>11月9日に開催され、本県からは、全漁調連会長として今野会長及び事務局2名が出席しました。</p> <p>議事は、令和6年度総会に向けた要望事項、次年度開催海区選出、ブロック内照会事項についての3議題及び講演がありました。</p> <p>資料49ページを御覧ください。</p> <p>令和6年度要望事項については、本県から提案した遊漁に関する要望事項について、原案のとおり要望することとなりました。</p> <p>次年度は、愛知海区で開催することが決定されました。</p> <p>その他、ブロック内照会として、海の異変や気候変動による漁獲量の変化と漁業調整問題について情報交換しました。資料50ページから、各県の状況について記載されておりますので、参考</p>

	<p>にしていだければと思ひます。各県とも魚種の増減が見られており、千葉、静岡では潮流が早くなり、定置網や海面養殖業に影響がみられています。地球規模の温暖化や黒潮の大蛇行について、今後も注意深く観察していく必要があると思ひれます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願ひます。
報告事項 ウ 太平洋広域漁業調整委員会の結果について	
議長	報告事項ウ「太平洋広域漁業調整委員会の結果について」事務局から報告願ひます。
事務局(佐久間主幹)	<p>報告事項ウ、太平洋広域漁業調整委員会の結果について御説明いたします。</p> <p>資料53ページを御覧ください。</p> <p>本会議は通常11月と2月に開催されますが、今年度11月は議決が必要な議案がないことから、資料配付による報告のみとなりました。</p> <p>このページは、資料一覧と要約になります。</p> <p>資料54ページを御覧ください。</p> <p>複数県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理の取組状況については、全国で19の魚種、系群が取り組まれており、福島県が関係する魚種は、マダラ、太平洋北部沖合性カレイ類、マサバ太平洋系群となっています。</p> <p>資料55ページを御覧ください。</p> <p>沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について、承認制となって5回目の更新となった令和5年4月時点について報告があり、承認隻数は全国で16,878件となっています。</p> <p>資料56ページを御覧ください。</p> <p>TAC魚種拡大に向けた水産資源ごとの検討進捗状況が示されています。</p> <p>本県が関係する太平洋系群等の魚種は、カタクチイワシ、ウルメイワシ、マダラ、ブリでステーキホルダー会合が開催されており、キンメダイ、ヒラメが今後開催となっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願ひます。
報告事項 エ 宮城・福島海区漁業調整委員交流会について	

議 長	報告事項エ「宮城・福島海区漁業調整委員交流会について」事務局から報告願います。
事務局(佐久間主幹)	<p>報告事項エ、宮城・福島海区漁業調整委員交流会について御説明いたします。</p> <p>資料57ページを御覧ください。</p> <p>両海区委員の相互理解、信頼関係の醸成を図るため、平成13年度以降、震災後の2年間を除き、開催地を宮城県、福島県の交互として毎年開催されており、資源回復計画や漁業復興の取組等について両県から話題提供を行うなど、情報交換が行われてきました。</p> <p>直近の開催は、令和2年1月に福島市で開催され、その後は宮城県開催の予定でしたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大のため延期となっています。</p> <p>令和5年度は開催に向けて日程調整を行ってきましたが、令和5年12月に宮城海区事務局より、日程調整が付かないことから令和5年度は中止し、来年度は年度末ではない時期に日程調整したいとの連絡がありましたので、御報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

報告事項 オ 令和6年度福島海区漁業調整委員会の行事日程について

議 長	報告事項オ「令和6年度福島海区漁業調整委員会の行事日程について」事務局から報告願います。
事務局(佐久間主幹)	<p>報告事項オ、令和6年度福島海区漁業調整委員会の行事日程について御説明いたします。</p> <p>資料58ページを御覧ください。</p> <p>はじめに福島海区漁業調整委員会関連について御説明いたします。</p> <p>海区委員会は4月、6月、10月、2月の年4回を予定しております。6月までの会議については、許可や承認の事務手続きを考慮し、開催予定日を記載しています。</p> <p>開催場所は4月が相馬、6月がいわき、10月が福島、2月は相馬を基本とし、対面での開催を基本としたいと思います。</p> <p>来年度は茨城入会の知事許可漁業の一斉更新の年であり、5月に茨城・福島連合海区協議会を福島県側で開催する予定です。</p> <p>海区委員会以外では、太平洋広域漁業調整委員会が11月と2月に予定されております。</p> <p>次に資料59ページを御覧ください。</p> <p>全国海区漁業調整委員会連合会関連の行事を記載しておりま</p>

	<p>す。</p> <p>5月に通常総会を予定しており、今野会長が全国会長の2年目となります。</p> <p>黒い菱形は今野会長が出席される会議、白い菱形は事務局が対応する会議となっております。</p> <p>この他に、今野会長が就任している水産政策審議会が年6回程度開催される予定です。</p> <p>以上で、海区委員会関連の行事日程の説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
6 閉会	
議 長	<p>これで予定された議題については終了しました。</p> <p>これをもちまして、第22期第16回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。長時間にわたり、皆さま、お疲れ様でした。</p>

令和6年2月6日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野 智光



議事録署名人 : 永瀬 哲浩



議事録署名人 : 川邊 みどり

